

「Dialogue Theater -いのちのあかし-」基本構想策定業務
仕様書(※)

※ 本仕様書は、委託業務の内容を示すために作成したものであり、契約時の仕様書は、受託者の提案、受託者と市との協議によって一部変更を加えたものとなります。

1. 業務名

「Dialogue Theater -いのちのあかし-」基本構想策定業務

2. 業務目的

本業務は、泉佐野丘陵緑地(所在地:泉佐野市上之郷 90 番地)(以下「丘陵緑地」という。)に移設予定の「Dialogue Theater -いのちのあかし-」(以下「いのちのあかし」という。)について、2025 年日本国際博覧会(以下「大阪・関西万博」という。)のシグネチャーパビリオンとして展示された施設の理念、思想及び対話の価値を将来にわたり継承し、本市における持続的な文化・交流拠点として定着させることを目的として、基本構想を策定するものである。

いのちのあかしの移設は、大阪・関西万博において創出された未来志向の価値及び万博レガシーを具現化し継承するための手段として位置付けるものであり、本業務においては、単なる施設移設にとどまらず、理念の継承・発展及び運営の持続可能性を重視した構想を検討するものとする。

なお、いのちのあかしは「イチョウ樹木及び植栽」「シアター棟」「森の集会所」「エントランス棟」により構成される施設を総称するものであり、本業務はこれらを一体的に対象とする。

また、本業務は、令和 8 年度に「イチョウ樹木及び植栽」の移植を実施し、令和 9 年度から令和 10 年度にかけて「シアター棟」「森の集会所」「エントランス棟」の段階的移設整備を予定していることを前提とし、移設時期又は順序に変更が生じる可能性も踏まえ、整備状況の変動に柔軟に対応できる構想とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 事業の背景及び前提整理

受託者は、いのちのあかしが、大阪・関西万博のシグネチャーパビリオンとして整備された経緯や理念、思想を整理するとともに、その社会的意義や歴史的価値を整理する。

(2) 基本理念及びコンセプトの検討

受託者は、以下の事項について基本理念及びコンセプトの検討を行うこと。

- ① 大阪・関西万博及びいのちのあかしの理念を踏まえた交流・学びの拠点の形成
- ② 市民の日常的な利用の確保及び促進
- ③ 地理的特性を活かした国内外の交流人口の拡大
- ④ 公園全体の利用促進及び魅力向上

(3) 導入機能についての基本方針の検討

(2)で整理した「基本理念及びコンセプト」を実現するため、いのちのあかしに求められる万博レガシーの継承や未来志向の対話の創出、情報発信、地域との連携といった要素について整理するとともに、他の施設との差別化を図る特色あるデザイン及び活用の方向性に関する基本方針を検討する。

(4) 配置計画の検討

コンセプトや丘陵緑地の利用状況等を踏まえ、法規制、景観、事業性等の観点から整理を行い、丘陵緑地内における、いのちのあかしの最適な配置場所を検討する。

(5) 概算事業費・整備スケジュールの目安の整理

移設整備に係る概算事業費及び移設整備のスケジュールについて、目安を整理する。

(6) 基本構想(案)の作成

(1)～(5)をとりまとめた基本構想(案)を作成する。

5. 各種会議の開催支援

基本構想策定に係る各種会議の開催に際し、必要な資料データ作成や議事録作成等を行う。

(1) 関係機関協議

2025 年日本国際博覧会協会をはじめとする関係機関との協議に係る資料作成等を支援する。

(2) 打合せ協議

打合せ協議は、上記各種会議の進捗に併せて随時行う。市担当者と密に連絡をとり、打合せ後に記録簿を作成し、相互に確認する。

6. 成果物

- (1) 基本構想 2部(カラー)、基本構想概要版 50部(カラー)
- (2) 上記の電子データ

7. 留意事項

- (1) 受託者は、契約の履行にあたり、本業務を適正かつ円滑に実施するため、本業の目的等を十分に理解し、業務を実施するよう技術を発揮するものとする。
- (2) 受託者は発注者に対して、業務の執行状況等について報告し、打合せを行うなど、発注者と情報共有を図りながら、連絡を密にして業務を遂行するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または作業の過程において疑義が生じた場合、発注者と受託者がその都度協議し、決定するものとする。
- (4) 業務の実施にあたり不測の事態が生じた場合は、発注者に責任がある場合を除き、受託者の責任においてこれを解決するものとし、事故等が生じた場合は速やかに発注者に報告するものとする。
- (5) 業務を通じて知り得た情報は、履行期間中及び履行期間終了後においても、第三者に漏洩してはならない。
- (6) 本業務に関して収集された情報、著作権及び著作権は発注者に帰属するものとする。

以上